

「日経テレコン21」利用申込書

下記条件にて貴社を通じ、株式会社日本経済新聞社(以下、日経という)が提供するビジネス情報サービス「日経テレコン21」(以下、本サービスという)を利用したく裏面記載の一般条項を確認、同意の上、本サービスの利用を申し込みます。なお、貴社(代理店)が日経の委託に基づき業務を行うことも了解します。

契約者

会社名			
部署名			
フリガナ 担当者名			印
	(役職名)		
住所	〒		
電話番号	— —	FAX番号	— —
メールアドレス	@		

契約情報

契約ID数	ID	追加ID数	ID
当初料金	円	基本料金	円
初回月 基本料金	円		

利用者(契約者と同じ場合はご記入不要)

会社名			
部署名			
担当者名 (フリガナ)		役職名	
住所	〒		
電話番号	— —	FAX番号	— —
メールアドレス	@		

請求書 送付先(契約者と同一/利用者と同一/その他…下記にご記入下さい) ※いずれかに○

会社名			
部署名			
担当者名 (フリガナ)		役職名	
住所	〒		
電話番号	— —	FAX番号	— —

利用開始希望日 : 平成 年 月 日
情報利用料金 : 日本経済新聞社が定めた料金表に基づく
支払条件 : 各月末締切翌月末現金振込支払となります。
※口座振替による自動払込も可能です。

*ご記入いただいたお名前等の個人情報は、日経テレコン21および日本経済新聞社の電子メディアサービスについてのご案内、サービスの提供、ご連絡等に利用させていただきます。

弊社 使用欄	新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> (請求コード)
-----------	---

本サービス利用上の一般条項は次の通り

1. 「日経テレコン21」(以下、「本サービス」という。)は株式会社日本経済新聞社(以下、「日経」という。)が提供するビジネス情報サービスであり、顧客は、本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利が日経または日経への情報提供者に帰属することに同意する。
2. 顧客は、本一般条項で規定される日経に係る免責条項が全て代理店、および日経への情報提供者にも適用されることに同意する。
3. 顧客は、顧客へのサービスの質を向上させるために、日経がプログラム、通信手段、情報内容を変更することがあることに同意する。
4. 顧客は、本サービスを顧客の組織内に於ける内部利用に限るものとし、本サービスに係るデータ、マニュアル等またはそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しない。また、顧客は、別途書面または本サービス画面で日経に許可された場合を除き、いかなる形態でも、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 本サービスで提供される情報をダウンロードまたは蓄積すること(ただし、本一般条項を遵守した利用の際に印刷した情報の保存を除く。)
 - (2) 本サービスで提供される情報を利用した商品を生産すること。
 - (3) 本サービスで提供される情報またはそれを翻訳・翻案したものを新聞、雑誌、情報サービスなどの各種メディアおよび各種サイト、メールサービス等に転載、投稿すること。
5. 顧客は、本サービスを利用するために必要な機器およびソフトウェアを用意または購入することに同意する。
6. 顧客は、顧客が本一般条項第 5 項に従って必要なソフトウェアを導入していなかった場合に発生する同ソフトウェアの著作権にかかわる問題については顧客が責任をもって解決し、日経および代理店には一切迷惑をかけない。
7. 顧客は、別紙「日経テレコン21 料金表」(以下、「別紙」という。)の定めに従い、本サービスの対価として、当初料金、月基本料金(本サービスの利用の有無・内容に関わらず支払が必要となる固定料金)および情報利用料金(情報を表示させた場合に発生する料金)を支払う。顧客は、月末締めで当初料金(契約時に 1 回限り)、当月の月基本料金および情報利用料金の請求を代理店から受けた後 1 ヶ月以内に、代理店の指定する銀行口座にその料金全額を振り込み支払う。
8. 日経は別紙記載の料金を、顧客に対して 1 ヶ月前までに文書または本サービスの画面で通知したうえで改定することができる。
9. 「日経テレコン21 利用申込書」に基づき日経との間で成立する契約(以下「本契約」という。)の有効期限は表面記載の利用開始日から 1 年経過後の月末日までとするが、期間満了日の 30 日前までに顧客、代理店のいずれからも文書による解約の申し出がないときは 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。
10. 顧客に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、日経はなんら通知、催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。この解除は、日経がその被った損害について損害賠償請求することを妨げない。但し、下記第 8 号の場合はこの限りではない。
 - (1) 本一般条項第 15 項に違反したとき。
 - (2) 本契約(本一般条項第 15 項を除く。)に違反し相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (3) 日経に重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 自己の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の決定がなされたとき、若しくは清算に入ったとき、支払能力等の事由が生じたとき。
 - (6) 手形、小切手が不渡りになったとき。
 - (7) 解散の決議をしたとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行または継続が困難と認められるとき。
11. 顧客は、本契約の中途解約を希望する場合、解約日の 1 ヶ月前までに書面により解約日を日経に対して通知し、かつ、有効期限までの残存期間の月基本料金額の合計額を一括して支払うことにより、本契約を中途解約することができる。
12. 日経は、本サービスに係る情報等について、日経が信頼できると考える筋から取得するが、その正確性、完全性を顧客に対して何ら保証しない。また、日経は、本サービスに係る情報等の誤りを訂正するため、自己の費用で合理的な努力を尽すが、日経の責任はそのような訂正の費用に限定され、その他何らの責任を負わない。
13. 日経は、本サービスの提供、本サービスの中断、本サービス中の事故等によって、直接または間接的に生じた顧客またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わない。また、顧客は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日経および代理店を引き込まないことに同意する。
14. 顧客は本サービスを利用することにより得た個人情報について、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法で利用し、管理することに同意する。
15. 顧客または顧客の所属する企業もしくはその役員は、次の各号のいずれにも該当せず、次の各号のいずれにも関与していないことを表明し、保証するとともに、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、関与しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
 - (2) 前号以外で、反社会的勢力に該当する者。なお、反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいう。
16. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって顧客が本サービスを利用できなかった場合、日経および代理店は本契約の不履行の責任を負わない。
17. 顧客は日経の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡することはできない。
18. 顧客および日経は、本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とすることに合意する。
19. 本契約に定めていない事項または本契約に関する疑義が生じた場合、当事者は信義誠実の原則に従って協議するものとする。